

重要事項説明書（障害福祉）

当事業所は利用者に対して障害福祉サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく介護給付支給申請の結果、障害福祉サービスの支給決定された方が対象となります。

目 次

1. 事業者	1
2. 事業実施地域及び営業日・時間	1
3. 事業の目的	2
4. 運営の方針	2
5. 事業所の職員体制等	2
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	4
8. 苦情の受付について	6
9. 禁止行為	6

1. 事業者

(1) 事業者名	公益財団法人横須賀市健康福祉財団
(2) 代表者名	理事長 永妻 和子
(3) 事業所名	よこすかヘルパーステーション
(4) 所在地	〒238-0014 横須賀市三春町2丁目12番地
(5) 事業所の種類	指定障害福祉サービス事業所
(6) 事業所番号	1411900168
(7) 管理者	新倉 仁
(8) 連絡先	電話 046-828-4488 FAX 046-823-8077 携帯 090-4005-8229（営業時間以外）

2. 事業実施地域及び営業日・時間

(1) 通常の事業の実施地域	横須賀市全域
(2) 営業日・時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時 休日 土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日

3. 事業の目的

当事業所は、障害者総合支援法（以下「法」という）に基づいて、利用者に対し適正な障害福祉サービスを提供することを目的とします。

4. 運営の方針

（1）事業等の内容は次のとおりとします。

ア 指定居宅介護事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとします。

イ 指定重度訪問介護事業は、常に介護を必要とする方に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うものとします。

ウ 指定同行援護事業は、利用者が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において当該利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとします。

（2）事業等の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

（3）事業等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

（4）事業等の実施に当たっては、前項三の他、関係法令を遵守します。

（5）事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について職員に周知し、また職員に対し研修を定期的に実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者をおくなど必要な措置を講じています。

（6）事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的に開催し、又職員に対し研修及び訓練を定期的に実施するなど必要な措置を講じています。

（7）事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施し、感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じています。

（8）事業者は、職場や訪問先でのハラスメントの発生又は再発を防止するための指針を整備するとともに、相談・対応体制の整備（当事者の保護を含む。）及びマニュアルを併せて整備し、又研修を実施するなど必要な措置を講じています。

5. 事業所の職員体制等

当事業所では、利用者に対して障害福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

令和7年4月1日現在

【 職 種 】	人 員
管理者	1 名
サービス提供責任者	7 名
登録訪問介護員	57 名
【 資 格 所 有 者 】	人 員
介護福祉士	24 名
介護職員基礎課程修了者	1 名
ホームヘルパー 2 級	37 名
初任者研修修了者	2 名
同行援護修了者	25 名
移動介護従事者	64 名

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者へ次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下場合があります。

- ① 法に基づき介護給付の支給決定がされた場合
- ② 利用料金の全額を利用者に負担していただく場合

(1) 障害福祉サービスの対象となるサービス

<サービスの概要>

下記サービスは利用者本人に限ります

- **居宅介護**
 - ・ **身体介護**
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
その他、日常生活に必要な身体介護
 - ・ **家事援助**
調理・洗濯・掃除・買い物等の家事援助
その他、日常生活を営むために必要な家事援助
 - ・ **通院介助（身体介護を伴う）**
 - ・ **通院介助（身体介護を伴わない）**
- **同行援護**
視覚障害者の外出介助を支援します。
- **重度訪問介護**
脳性まひなどの全身性障害がある方など日常生活全般に常時支援します。
- **その他**
必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

<サービス利用料金>

別表のとおり

障害福祉サービスの契約支給量に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 障害福祉サービスの支給対象とならないサービス

利用者の障害福祉サービスの支給決定されたサービス量を超えてサービスを利用され

た場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

サービス利用料金は別表のとおりです。

(3) 交通費

利用者宅への移動以外で交通費を要する場合は、その実費を利用者負担とします。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、利用者の指定する口座から振り替えます。

(5) 利用のキャンセル、変更、追加

○ 利用予定日の前に、利用者の都合により、障害福祉サービスの利用をキャンセル又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前々日までに事業者申し出てください。

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、ホームヘルパーの稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○ 利用者のサービス利用当日のキャンセルは、原則として有料となります。

・前日（17：00）までにキャンセルの連絡があった場合	無 料
・当日キャンセルの連絡があった場合	1,000 円
・キャンセルの連絡がなくヘルパーが訪問した場合	2,000 円
・また、訪問時間の直前でヘルパーに連絡がつかない場合	2,000 円

ただし、正当な理由がある場合、やむを得ない事由があると認めた場合はこの限りではありません。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行うホームヘルパー

サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。

(2) ホームヘルパーの交替

ア 利用者からの交替の申し出

選任されたホームヘルパーの交替を希望する場合には、当該ホームヘルパーが業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してホームヘルパーの交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定のホームヘルパーの指名はできません。

イ 事業者からのホームヘルパーの交替

事業者の都合により、ホームヘルパーを交替することがあります。

ホームヘルパーを交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（３）サービス実施時の留意事項

ア 定められた業務以外の禁止

利用者は「６．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

イ 障害福祉サービスの実施に関する指示・命令

障害福祉サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は障害福祉サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとしします。

ウ 備品等の使用

障害福祉サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（４）サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（５）事故発生時の対応

ア 事故発生の際は、直ちに家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

イ サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。

（６）緊急時の対応

サービスの提供にあたって、利用者に急変が生じた場合その他、必要な場合など、緊急の連絡先として主治医又は協力機関と連絡をとり、連絡体制の確保及び必要な措置を講じます。（緊急連絡先票を作成します。）

連絡先電話 046-828-4488

受付時間 8時30分～17時

対応可能時間 8時30分～17時（時間外については要相談となります）

（７）非常災害時

非常災害の際、事業所の滅失や重大な毀損などにより、利用者に対する障害福祉サービスの提供が不可能になる場合があります。

ア 自然災害（地震・津波・台風・大雨・洪水・大雪等）

イ 交通災害（道路の破損・工事等）

（８）秘密の保持

事業者又は従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報においては、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らすことはありません。

（９）ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ア 医療行為
- イ 利用者若しくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ウ 利用者の家族等に対するサービスの提供
- エ 飲酒及び喫煙
- オ 利用者、若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- カ その他利用者若しくはその家族等に行う迷惑行為

8. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下で受け付けます。

公益財団法人横須賀市健康福祉財団 よこすかヘルパーステーション

電 話 046-828-4488

FAX 046-823-8077

受付時間 8時30分～17時

(土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

担当者 新倉仁・櫛しのぶ

(2) 行政機関その他苦情受付機関

横須賀市民生局 福祉こども部 障害福祉課	所在地	横須賀市小川町11
	電 話	046-822-9488
	FAX	046-825-6040
	受付時間	8時30分 ～ 17時15分
		(月曜日～金曜日 土・日・祝日・年末年始を除く)

かながわ福祉サービス 運営適正化委員会事務局	所在地	横浜市神奈川区反町3丁目17-2 神奈川県社会福祉センター内
	電 話	045-311-8861
	FAX	045-312-6302
	電子メール	tekisei@knsyk.jp
	受付時間	9時 ～ 17時
		(月曜日～金曜日 土・日・祝日・年末年始を除く)

9. 禁止行為

(1) 利用者又はその家族などによる次の行為を禁止します。

ア 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

イ 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

ウ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

(2) 上記の行為が認められた場合は、契約書第19条第1項第3号に定める不信行為に当たるものとして、契約を解約することがあります。